



Title	心的出来事の因果的効力をめぐる一連の問題を些末化する
Author(s)	柏端, 達也
Citation	年報人間科学. 1996, 17, p. 49-65
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/6376">https://doi.org/10.18910/6376</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 心的出来事の因果的効力をめぐる一連の問題を些末化する<sup>〔1〕</sup>

柏端 達也

## 〈要旨〉

D・デイヴィッドソンの「非法則的一元論」を受け入れると、理由や意図や動機といった心的出来事が因果的効力をもちえないことになる、という議論がある。本稿では、以下の論点を順に示すことにより、その種の議論が当を得たものでないことをあきらかにする。(一)まず、デイヴィッドソンに対する初步的な誤解を除けば、問題の文脈において「因果的効力」は因果的説明力のことを意味するとしか解釈しえない。ゆえに問題は、出来事の心的記述が因果的説明の文脈において機能しうるかどうかである。(二)しかし、心的記述が因果的説明の文脈において機能しうるということ、非法則的一元論は矛盾しない。(三)さらに、なぜ心的記述が事実上因果的説明の文脈において機能しうるのかという問いに答えることは、非法則的一元論に義務づけられてはいる。説明すべき事柄と前提とすべき事柄をはつきりと区別する必要がある。こうした事実はむしろ非法則的一元論の(健全かつ不可欠な)一つの前提なのである。

## キーワード

D・デイヴィッドソン、非法則的一元論、心的因果性、因果的説明

一九七〇年の論文「心的出来事」においてD・デイヴィッドソンは、非法則的一元論 (anomalous monism) の立場を表明した。<sup>(2)</sup>しかしその後、非法則的一元論は自らの基礎を掘り崩すある帰結をもつと、いう主旨の指摘が、複数の論者によって頻繁になされるようになる。本稿では、それらの指摘における問い合わせのものを分析し、その些末化 (些末な問題であることをあきらかにすること) を試みる。それにはまた、一九七〇年の論文におけるデイヴィッドソンを擁護する試みであるとも言えるだろう。

## 1. 非法則的一元論の枠組の中では心的出来事は因果的効力をもちえないのではないかという疑念

### 1-1. D・デイヴィッドソンの非法則的一元論

奇妙なことに、次の三つのテーマのそれぞれはいずれももつともであるが、同時に主張することが不可能であるように見える、とデイヴィッドソンは指摘する。すなわち、

「4」のゆえに非法則的一元論は「一元論」であり、「5」のゆえに「非法則的」である。因果関係を出来事という存在者のレベルにおいて捉え、心的なものの非法則性を出来事の記述のレベルの問題と考えるところが、要点である。

「4」、「5」以外にもデイヴィッドソンの非法則的一元論を特徴づけるテーマがある。それは、心的なものの物理的なものへの存在論的依存を主張する次のテーマである。

「1」心的出来事と物理的出来事はしばしば因果的に相互作用する。

「2」因果関係が存在するところには因果法則が存在する。

「3」心的なものは非法則的であり、<sup>(3)</sup>心理物理的な法則など不存在しない。

「6」全ての心的出来事 (つまり心的記述が与えられた出来事) には、それと同一である物理的出来事が存在する。

この「6」ゆえにデイヴィッドソンの非法則的一元論は (非還元主義的な) 物理主義の一體と見なされる。

論点を明確にするために、一九七〇年の論文以外の論文における

デイヴィッドソンによれば、「非法則的一元論」と彼が呼ぶ立場においてこそ、これらの三つのテーマが同時に主張可能となる。非法則的一元論の主張の主要な部分を成すテーマは、次の二つである。

「4」一つの出来事に心的記述と物理的記述を与えることが可能である。

「5」心的記述と物理的記述を法則的に対応づけることは不可能である。

彼の主張も、いくつか明示しておいた方がよいだろう。すなわち、

〔7〕理由による行為の説明は、一種の（理由を行為の原因とする形の）因果的説明である。<sup>(3)</sup>

〔8〕行為は、存在論的には身体運動という物理的出来事である。<sup>(4)</sup>

これらは「1」の主張をより具体的に特徴づけるものとして理解することができる。

厳密に言えば「4」と「5」とおそらく「6」が非法則的一元論の主張であり、他はその前提である。しかし本稿では、「1」から「8」の全ての主張を含む“観念複合体”を「ディヴィドソンの非法則的一元論」と呼ぶことにしたい。問題となっているのはまさに、そうした複合体全体の整合性や帰結だからである。

こうした一連の批判を再構成すると次のようになる。すなわちディヴィドソンの非法則的一元論に従えば、a) 理由は行為をひき起す。つまり心的出来事は行為の原因でありうる。b) そのように述べられたからには、そこに何らかの因果法則が存在する。c) だが心的出来事（理由）と物理的出来事（行為）とを結ぶ法則は存在しない。d) 出来事は、物理的記述が与えられてはじめて、因果法則へと洗練される見込みのある一般化のもとに包摂される。e) よって、行為の原因が理由という心的出来事であることは、当の因果法則とは無関係であり、因果的効力をもちえない。

おまかに言えば、非法則的一元論の枠組み内では行為の理由はそれがまさに理由であるということによっては行為をひき起こしえないのでないか、というものである。最初期にこの種の問題を提起したF・スタウトランドは、次のように述べる。

「ディヴィドソンの〔…〕理論から次のことが帰結する。すなわち態度「理由」は單なる行動「行為」を、態度であるということであるということゆえにひき起こす。したがって、ある出来事を態度として記述することは、それを因果的な力「因果的効力」の観点から記述することではない。因果的な力は、その出来事が物理的出来事であるということに由来するのであって、態度であるということに由来するのではない。」<sup>(5)</sup>

## 1-2 心的出来事の因果的効力に関する一連の問題

一九八〇年代に入ると、ディヴィドソンの非法則的一元論に対し複数の論者から独立に、ある疑惑が提出されるようになる（それはまさに「統出」と言つてもよい状況である）。その疑惑とは、お

おまかに言えば、非法則的一元論の枠組み内では行為の理由はそれがまさに理由であるということによっては行為をひき起こしえないのでないか、というものである。最初期にこの種の問題を提起したF・スタウトランドは、次のように述べる。

最後のステップeに現れた帰結は厄介である。理由などの心的出来事がもし因果的効力をもちえないのであれば、「1」や「7」のように述べることの基礎が失われるようと思われるからである。さらにもし、原因であるならば結果に対して因果的効力をもつと考えるのであれば（そう考えるのはたしかに一見もつともである）、「1」

や「7」は端的な誤りであるようにも見える。

以下では、非法則的一元論に対し「提起された」という問題について、吟味していくとする。

## 2. 心的出来事の因果的効力をめぐる問題とは、結局のところ出来事の心的記述を含む単称因果文の説明力に関する問題である

### 2-1. 「因果的効力」の二つの意味

まず次の形の言い回しに注目したい。つまり、

〔9〕出来事cの生起が出来事eの生起に対して因果的効力をもつ。

問題は、この「因果的効力」(causal efficacy)の語が何を意味するかである(もちろん代わりに「因果的な力」(causal power)などの語の意味を問題にしてもよい)。私の考えでは、その語が正当に意味しうるところは以下にあげる二つである。

1) 存在論的な第一の意味での因果的効力：まず「因果効力をもつ」とはたんに原因であることを意味すると解釈することができる。この意味に解釈するなら、〔9〕は、cがeの原因であるということをいくぶん大袈裟に述べているにすぎない。この場合因果的効力は、(個別の因果関係を外延的な関係と見なすとして)出来事cとcがどのように記述されるかには依存しない。したがってこの意味に解釈するかぎり、デイヴィッドソンの非法則的一元論から前節のeのステップのような帰結が導き出されると考えるのは、端的な誤りであることになる(心的に記述されようと考えまいと、原因である出来事は原因であり続けるのだから)。

2) 存在論的な第二の意味での因果的効力：出来事そのものがもつ性質で、しかも上述のものよりは内容のある「因果的効力」の意味が、もう一つ存在する。この意味における「因果的効力」は、原因である出来事の因果的に必要でない部分を指摘するのに用いられる。例として次の因果説明を想定しよう。

〔10〕蚊に刺されたので痒い。

〔10〕では、〔10〕において言及されている原因と結果の、原因の方に注目されたい。蚊に刺されたことは、蚊が皮膚に針を刺し入れたことや、血を吸い取ったことや、皮膚に小さな穴があいたことといった一連の出来事から成る複合的出来事と考えられる。だが、原因である出来事のうちのいま述べた部分はいずれも、痒くなることをひき起していい。痒くなったのは、抗凝血物質を含む唾液を蚊に注入されたからにほかならない。したがって、〔10〕よりも

〔11〕蚊に唾液を注入されたので痒い

と述べた方が、不必要的部分を含まない形で原因に言及していると言「う」とができる。しかし、そうであるからといって「〔10〕が因果文として誤りになるわけではない。原因とされる出来事がこの意味で不必要的部分を含むことは、われわれの認識活動においてはむしろ通常である（たとえば「原因のさらなる特定」と呼ばれる作業は、原因の不必要的部分を削っていく作業であると見なされる）。<sup>⑦</sup>さて、原因とされる出来事のうちで、結果の生起に対し不需要でない部分を「因果的効力をもつ部分」と呼ぶことは、『く自然であると思われる。よって次のように述べることもできよう。

〔12〕蚊に刺されるという出来事の部分を成す出来事のうちで、唾液を注入されるという出来事が、痒くなるという結果に対して因果的効力をもつ（唾液を注入されるという出来事を部分にもつがゆえに、蚊に刺されることは痒くなることをひき起こす）。

しかし、いま問題とされている（すなわち e のステップで言われている）因果的効力が、この意味でのものではないことは明白である。一つの出来事の存在論的に異なる二つの部分に対し、心的記述と物理的記述がそれぞれ与えられるというわけでは、あきらかにない

からである。つまり、心的記述が行為の原因である出来事の全体を記述しているのであれば、心的出来事がこの意味での因果的効力を失うことはないのである。

一方で、日常的にしばしば問題になるのはこの意味での因果的効力である（「なにゆえにこれを飲むと眠れなくなるのか」）。ここでこの意味に言及したのはそのためである。われわれは「*s* であるがゆえに (in virtue of) 出来事 c は出来事 e をひき起こす」という形の表現に馴染みの感しをもつことができ、しかもそれは正当である。<sup>⑧</sup>だが（繰り返すが）その意味での因果的効力は、*c* での問題とは無関係である。非法則的一元論の批判者達が出来事の心的性質を話題にするとき、そうした誤ったアナロジーで問題を捉えているのかも知れない。<sup>⑨</sup>

II) 認識論的な意味での因果的効力：次のような解釈も不可能ではない。「〔9〕が言わんとしているのは、「出来事 c が出来事 e をひき起こした」と述べることが因果的説明的であるということである。この第三の意味での因果的効力は、前二者とは対照的に、単称因果説明のもつ性質であり、出来事をどう記述するかに依存する。*s* は *s* に作用する」とで内包的な文脈を形成する演算子「*s* は *s* にとって因果的説明的である」を考えてもよいだろう。すると、因果的説明文とはそのような演算子が単称因果文に付け加わったものであると見なされる。いまや因果的説明の二つの重要な特徴を指摘することができる。まず第一に、因果的説明的であるか否かということが本質的には認識者 (〔*s*〕) に相対的であるという

意味で、因果的説明は認識論的な概念である。真なる単称因果文ではあるだけでは因果的説明文になるには十分でない。他方、第二の特徴として、真なる単称因果文であることは真なる因果的説明文であるために必要である。すなわち「pはsにとって因果的説明的である」が「pは真なる単称因果文である」を含意する、といふことが、その演算子の意味の中に含まれていなければならぬ。

さもなければ「sは自分にとって因果的説明的であるとsには思われる」との区別がつかなくなるだろう。因果的説明であると感したものが全て因果的説明になるという事態は、奇妙であり、実情に即していられない。(10)

このように特徴づけられた第三の意味での因果的効力を、とくに「因果的説明力」と呼ぶことにしよう。(ところで本稿の議論に、演算子の「sにとって」の部分は直接的な仕方では関与しない。なぜなら、あるタイプの文が因果的説明力をもつえないのかどうか、つまり、それだけでは誰にとっても因果的説明的でないということになるのかどうかこそが、問題だからである。そのため以下では演算子のその部分をしばしば明示しない。)

## 2-1-2. 心的出来事の因果的効力に関する存在論上の問題

デイヴィドソンの非法則的一元論に対し提起された一連の問題のうちの一部は、誤解を解くことによって、比較的容易に無効化することができる。

2-1-1の最初に述べたように、心的出来事という存在者そのもの

のもつ因果的効力(つまりまさに原因であるということ)がデイヴィドソンの非法則的一元論の枠組みにおいて損なわれると考えるのは、誤りである。1-1-1で「8」の後にあげたのが、デイヴィドソンはある論文において次のことを強調している。(11)

### 〔13〕個別の因果関係は外延的な関係である。

それゆえ彼の立場では、原因である個別の出来事はどのように記述されようとも原因である。一九九三年の論文で(多くの誤解にいらだつかのように)繰り返し強調される論点がこれである。(12)この論点を理解するのは易しい。たとえばある銀行員がある小学生の保護者であったとする。もちろんその銀行員は、その小学生の父親であるということゆえにその小学生の保護者なのであり、銀行員であるということゆえにではない。ここでまさか、そのことがその銀行員の保護者としての資格を脅かすと考える者はいないだろう。

以上の明白な事柄を否定する印象を与えるかぎり、たんに原因であるということを述べるために「因果的効力」の語を使うことは、大袈裟なだけでなくミスリーディングである。同様に、因果的説明力のことを言うために「原因性」の語を使うこともミスリーディングである。そのような言葉使いは、デイヴィドソンに帰すべきでない考え方をデイヴィドソンに帰しかねないのである。(13)

## 2-1-3. 心的出来事の因果的効力に関する認識論上の問題

だが以上の論点を強調すれば（デイヴィッドソンはそうするのみであるが）、一連の批判の全てから非法則的一元論を防御できるわけではない。いくつかの批判は巧妙にもその防御壁をすり抜ける。たとえば美濃正は次のように問題点を指摘する。すなわち、

〔14〕火曜の『タイムズ』の5頁に報じられた出来事ゆえに、水曜の『トリビューン』の13頁に報じられた出来事が生じた

という文が因果的説明を行なっているとは誰も考えないだろう。いかに詳細な条件を〔14〕に付け加え、「火曜」や「13頁」を別の精密な言葉に置き換えたとしても、われわれがそこに因果法則を見い出す見込みはない。しかしデイヴィッドソンの与えた枠組みに従えば、心的記述を含む文も、「〔14〕と同様、因果的説明力をもたない」となってしまう、というのである。その帰結はもちろん現実にそぐわない。たとえば

〔15〕コウモリを外に出したいと思ったので、彼女は窓を開けた

などは、ふつう誰にとってもそれだけで充分説明的である。よってもしそうした帰結が導き出されるのであれば、美濃の主張どおり、デイヴィッドソンの非法則的一元論のどこかに欠陥があるのである。<sup>14)</sup>

本稿の後半ではもっぱらこの因果的説明力をめぐる問題について論じる。心的出来事の「因果的効力」をめぐる問題とは、2-2で

指摘した誤解を取り除けば、結局それ以外にはないと思われるからである。だがその前に次節ですこし寄り道をして、一連の問題提起に対するデイヴィッドソン自身の返答を見ておくことにしたい。

### 3. スーパーヴィニエンスの概念は、しかし、心的記述を含む単称因果文の説明力を説明しないだろう

J・キムとデイヴィッドソンの議論において、「スーパーヴィニエンス (supervenience)」の概念が一つの鍵となつてゐるよう見える。たしかにキムは、自らが定義したスーパーヴィニエンスの概念の一つを使って、心的なものの因果的役割を説明しようとしている。デイヴィッドソンもまた、キムの批判に応えるさいに、自らの定義したスーパーヴィニエンスの概念を用いている。<sup>15)</sup>

デイヴィッドソンは以前から、出来事の心的性質の物理的性質へのスーパーヴィニエンスを主張している（ただし心的なものの物理的なものへの非還元的依存を説明する文脈で）。それはすなわち次のことを意味する。

〔16〕二つの出来事がそれぞれのもつ物理的性質（あるタイプの物理的記述を与えうるような性質）の全てにおいて一致するならば、心的性質において異なることはありえない。<sup>16)</sup>

一九九三年の論文においてデイヴィッドソンは、彼の定義したスー

パーソニエニエンスの概念が「心的出来事の因果的効力」を説明するを考えている。その説明は次のようなものである。二つの出来事が何らかの心的性質において異なつてゐたとする。すると「16」により、それらは物理的性質において異なるはずである。いかなる物理的性質においてもどこか異なるはずである。いかなる物理的性質上の差異も個別的因果関係を左右しうるのであるから、そのように物理的性質にからず差異をもたらす心的性質もまた、個別的因果関係を左右する。<sup>(17)</sup>

だがデイヴィッドソンによるこのような応答の仕方は、以下の問題にとつて有効であろうか。そうとは思われない。それは、心的出来事の因果的効力を正しく説明するより強いヴァージョンのスーパー・ヴィニエニエンスの概念に比べ、デイヴィッドソンの言うスーパー・ヴィニエニエンスが弱すぎるからではない。そうではなく、そもそもスーパー・ヴィニエニエンスの概念が、心的記述を含む単称因果文の因果的説明力にあまり関係しないと考えられるからである。

たしかに、デイヴィッドソンが述べる意味において心的性質が個別的因果関係を左右するということは正しい。しかしここで強調すべきは、そのことが心的記述を含む単称因果文の因果的説明力を全く説明しないということである。スーパー・ヴィニエニエンスの概念は「デイヴィッドソンが期待するほどの役割を果たさないだろう。」というのも、スーパー・ヴィニエニエンスに関するデイヴィッドソンの論法と彼が他の箇所において強調している論点とを考え合わせると、たとえば大きな銃声を伴うものであつたかどうかでさえ、この意味において、狙撃と標的の死の間の個別的因果関係に差異を生じさせると結論できる

からである。<sup>(18)</sup> だが実際、単称因果文

「17」大きな銃声と伴うその狙撃が彼の死をひき起こしたは因果的説明文としては冗長であり、それどころかミスリーディングですらある（「17」は、銃声が小さければ死なずにすんだことをほのめかしていると読まれるかもしれない）。この例との対比から次のことがあきらかになる。すなわち、たしかに心的性質の有無は、デイヴィッドソンが主張する意味において個別的因果関係を左右する。しかし、その個別的因果関係を表す因果文がもつ因果的説明力には、スーパー・ヴィニエニエンスの概念によつて説明可能な仕方では、関与していないのである。<sup>(19)</sup>

#### 4. 心的記述を含む単称因果文が因果的説明力をもちえないということも、非法則的一元論からは帰結しない

##### 4-1-1. 批判者達がひそかに持ち込んだ『橋渡しテーゼ』

さて、すでに指摘した誤解を取り除いたいま、デイヴィッドソンの批判者達が問題にする「因果的効力」とは、因果的説明力のことであると解釈する以外にない。そのような解釈のもとでもやはり、1-2にまとめた一連のステップを経て、理由による行為の説明は因果的説明力をもたないという帰結が導き出されるのだろうか。その

帰結は誤りであると思われるのでもし導き出されるのであれば（批判者達の主張するとおり）非法則的一元論も誤りでなければならぬ。だが幸いにも、私の考えでは、そのような帰結が導き出されることはない。

たしかに 1-2 の a から d のステップに至る展開は、「デイヴィッドソンの非法則的一元論の立場に即したものである。しかしそれらと e のステップとの間には溝があると思う。すなわち問題の帰結を導き出すためには、さらに別のテーゼを主張する必要があるのである。そのテーゼは、たとえばスタウトランドの次の言葉の中に暗示されている。

「デイヴィッドソンの見解は結局、出来事が原因であるのはそれがある属性——すなわち因果法則に関与する属性、法則的属性——をもっているからにはかならない、という主張に等しい。」<sup>(1)</sup>

「ここに示されている考え方（2-2 で指摘した初步的な誤解を取り除いたうえで）表現し直すと、次のようなになる。

〔18〕因果的説明力をもつには、単称因果文は、その背後に因果法則がある見込みのある一般化の一事例と見なされうるものでなければならない。

この〔18〕のテーゼは、たしかに a から d までのステップと e のス

テップの間を橋渡しするであろう。しかし〔18〕のような主張は、デイヴィッドソンの非法則的一元論（および彼のテキスト全般）の中を見いだされるものではない。それはむしろ批判者の側が持ち込んだものであり、デイヴィッドソンに帰属させるのは不当である。<sup>(2)</sup>

#### 4-2. 因果法則への洗練化可能性に裏打ちされない因果的説明力

〔18〕と異なり次の〔19〕は（未分析の表現を含むもの）おそらくデイヴィッドソンの見解の中に認めることができる。

〔19〕因果的説明力をもつには、単称因果文は、その背後に因果法則が存在することを信じさせるだけの根拠を与えるものでなければならない。

問題の〔18〕が、この妥当な〔19〕と区別されるのは次の点である。

〔18〕は、因果法則の存在を信じるに足る根拠が、当の因果法則へと洗練される見込みのある一般化と関連づけられることによってのみ与えられる、ということを主張している。しかしその「のみ」の部分が、デイヴィッドソンの見解からは導出されないのである。それどころかデイヴィッドソン自身がすでに指摘しているように、

〔20〕その台風が大災害を引き起こした

という単称因果文の因果法則（「2」によってその存在が含意されるところの因果法則）からの「遠さ」は、実際「14」よりもとい程度である。このことは、因果的説明力という概念が、因果法則へと洗練される見込みのある一般化という概念によつては（かりに

洗練可能性や包摂可能性についての明確な規準が提出できたとして（も）画一的に捉えることができないことを、示唆している。単称因果文を因果的説明的と見なすための根拠が多様であるということはきわめてありそなことであり、そのことを阻むような議論を私は思いつかない。<sup>(23)</sup>

## 5. 心的記述を含む単称因果文がなぜ説明力をもちうるのかという問いは、そもそも哲学的な問い合わせるか

### 5-1. 行為の「内的」な観点

因果的説明力をもつ全ての単称因果文が、因果法則へと洗練される見込みのある一般化の一事例である必要はない。理由による行為の説明がもつ説明力は、そうした因果法則への洗練可能性とは別のところに源泉がある。しかしその別の源泉とは、どのようなものであろうか。以下にその一つと思われるものを素描したい。

J・R・サールの行為論から、ほかならぬ美貌が、「われわれは先行意図と行為の間の個別的因果連関を直知する」という帰結を取り出している。<sup>(24)</sup>サールの行為論はさておき、その知見はここで議

論にとつて啓発的である（そして「心的出来事」におけるディヴィドソンの擁護という本稿の目的にとつても有効である）。

次の会話を想定しよう。

A：「なぜ逃げだそうとしたんだ。」

B：「あそこにワニがいたからだよ。」

この場合Bは、ワニがいたと、（実際にワニがいる必要はないからこのように言うべきである）がゆえに、逃げだそうとしたのである。ワニがいたと思ったことは、G・E・M・アンスコムが「心的原因」と呼ぶ種類の心的出来事である。<sup>(25)</sup>また「ワニがいた」としたこと」は心的記述であり、ゆえに（非法則的一元論の考えに従えば）物理的記述に還元することが不可能である。だが、「心的因果性」という固有の種類の因果性を認めるかどうかは別にして、Bの発言が因果的説明の一種であることはまちがいないと思われる。

なぜ因果的説明であると言えるのだろうか。それは、われわれが自分自身の行為の心的原因を直知する、つまり観察によることなく知るからである（ここで「心的原因」と呼ぶものの中には行為の理由や動機や意図も含まれる）。われわれは「私がさつき逃げ出したのは、どうもあそこにワニがいた（見えた）からのようだ」とはけつして言わない。その意味で自分の行為に関しては特有の「内的」な観点が存在する。しかも、そのような観点は誰もがそれもつてていると見なされている。そのような観点をもたない人に対しても

「行為する」という語の適用可能性すら問題になるだろう。実際にわれわれは、理由による他人の行為の説明に納得しているのであれば、その人の中に、同じタイプのものを自分でも直知することのできる因果関係を認めているのである（納得していないケースの典型は、その人の言葉を嘘だと思っている場合である<sup>(28)</sup>）。

### 5-2. 哲学的議論の出発点

心的語彙を含む単称因果文がなぜ因果的説明力をもちうるのかと、いう問い合わせし、5-1の議論は答えを与えていない、と指摘されるかもしれない。つまり、われわれが、理由と行為の間の個別的因果関係を直知し、かつ成員のだれもがそれを直知できると見なされているような言語共同体の中に生きているという事実を指摘するだけでは、問い合わせにはなっていない。そう言われるかもしれない。そのとおりであり、じつは私はその問い合わせようとするして、いな<sup>(29)</sup>い。5-1ではむしろ議論の出発点を示したのである。すなわちディヴィッドソンは、非法則の一元論のいくつかの前提とともに

「[21]」に対してさらには「なぜ」と問うことは、（この種の前提に関してしばしばそうであるように）哲学外的な言説をわれわれに強いることになりかねない。たとえば、自分自身の行為の原因（理由）が直知可能なのは、現在の自分の身体の動きが先行するなどの脳内出来事によってひき起こされたかをモニターするための機構が、備わっているからかもしれない。またたとえば、なぜ心的の原因の直知能力を個々の成員の中に認めるような言語共同体が成立したのかに対して、進化論的な説明が可能であるかもしれない<sup>(30)</sup>。それらの説明や証や検証が義務づけられている種類のものではない。因果性がどのように認識されるかという問いは、因果性の概念がどのように習得されるか、あるいは発生したかという問いと同じくらい、非哲学的な問い合わせでありうるのである<sup>(31)</sup>。

「[21]」心的語彙を含む単称因果文は因果的説明力をもちうる（理由に言及することが行為の因果的説明となりうる）

という大前提を明示すべきであったと思う。これは議論のそもそもの前提の一つであり、あらゆる理論はこれと矛盾しないように組み立てられるべきである（急いで補足すれば、因果的であるかどうか

については異論があるかもしれない<sup>(32)</sup>）。

「[21]」や、その背景にある心的原因の直知という事実が、哲学の議論の出発点として妥当であるという見解は、それらが行為や理由に関する日常的な「言語ゲーム」の出発点の一つとなっていることによっても支持される。「見たところ彼女が窓を開けたのはコウモリを外に出したかったからだと推測される」と言うのと全く同じよう<sup>(33)</sup>に「見たところ私が窓を開けたのはコウモリを外に出したかったからだと推測される」と言う人を、われわれの言語共同体に組み入れることは、行為や理由に関する別の言語ゲームを始めいかぎり不可能であるだろう。

「[21]」に対してさらには「なぜ」と問うことは、（この種の前提に関してしばしばそうであるように）哲学外的な言説をわれわれに強いることになりかねない。たとえば、自分自身の行為の原因（理由）が直知可能なのは、現在の自分の身体の動きが先行するなどの脳内出来事によってひき起こされたかをモニターするための機構が、備わっているからかもしれない。またたとえば、なぜ心的の原因の直知能力を個々の成員の中に認めるような言語共同体が成立したのかに対して、進化論的な説明が可能であるかもしれない<sup>(30)</sup>。それらの説明や証や検証が義務づけられている種類のものではない。因果性がどのように認識されるかという問いは、因果性の概念がどのように習得されるか、あるいは発生したかという問いと同じくらい、非哲学的な問い合わせでありうるのである<sup>(31)</sup>。

## 6. まとめ

「デイヴィッドソン」の非法則的一元論は、心的出来事に言及した単称因果文が因果的説明力をもつことを説明しないが、因果的説明力をもつといふことと矛盾するわけではない。矛盾するといふ指摘はいずれも誤解や不当な読み込みに基づくものである。他方、心的出来事に言及した単称因果文の因果的説明力について説明を与えることとは、それがおそらく哲学外的なものになるであらうという理由から、さしあたり（「デイヴィッドソン」を名む）哲学者の責務ではない。けれども極論すれば、そもそもよりいに哲学的な問題などなかったのだ。この結論はあまりにあつけなく感じられるかもしないが、しかし問題が些末であるところを認識そのものは、すこしも些末ではないのである。

### 注

- (1) いの論文は、日本科学哲学会第27回大会（一九九四年十一月、於北海道大学）におけるワークショップ「行為と出来事の存在論」のための資料の中の拙稿「いかに心的出来事が行為の原因であるのかについて」を、大幅に書き直したものである。本稿の成立にあたっては多くの方々にお礼を申し上げなければならない。まず大会の当日きわめて有益なコメントを下さった方々、ワークショップのオーガナイザーであった服部裕幸教授、およびともに提題者であった美濃正、柴田正良の両先生（その後も刊行前の論文を

送っていただいた）には、いが以上ないじう仕方で感謝している。また本稿の中で言及するわいに、慣例とはいえ、美濃、柴田両先生の敬称を略させていただいたことを、いじやお詫びしていただき。

- (2) Davidson [1970].

- (3) Davidson [1963]を参照。よつ正確と詮えは、「デイヴィッドソン」が行為の原因としたのは「主たる理由（primary reason）」である。

- (4) Davidson [1971], pp.49ff [pp.73ff]; わるは明確な記述について Davidson [1987], pp.35-6を覗ひねだ。

- (5) Stoutland [1982], pp.63-4.

- (6) たとえばDavidson [1993], p.7, p.8, p.12.

- (7) いの論点については拙論[1994], pp.24-7で詳しく述べておいた。

- (8) もし原因がわれわれ出来事のはんべんが不必要的な部分を實際上含んでらるない、美濃の論文「EP」は既に次のトーゼが主張可能であるだろう（「EP」については美濃[1995], p.45を参照）。

〔22〕出来事cとeにひいて、cがeの原因であるならば、多くの場合、cのある部分cが存在し、そのcを部分にもつがゆえにcはeをひき起し（した（cとはそれ自身もまたeの原因であるよくな出来事である）。

いの〔22〕は妥当であると思われるが、もちろん美濃の意図するのかについて」を、大幅に書き直したものである。本稿の成立にあたっては多くの方々にお礼を申し上げなければならない。まず大会の当日きわめて有益なコメントを下さった方々、ワークショップのオーガナイザーであった服部裕幸教授、およびともに提題者であった美濃正、柴田正良の両先生（その後も刊行前の論文を

ある出来事の心的性質と物理的性質がその出来事の存在論的に異なる部分に対応し、心的性質が対応する部分は非法則的一元論に

従々ば因果的に不必要である、といふ仕方で論じるべきではない。

たとえばT・ホンダリックが、ティヴィドソンと関連づけて「諸出来事の重要な性質の間に成り立つものとしての因果関係」を論じる（Honderich [1982], p.63）<sup>10</sup>、彼はあきらかに混乱している。

（10）しかし因果的説明文の内包的性格のみに注目する柴田正良の立場（「因果的説明に関する内在主義」）は、じつは奇妙な事態を積極的に容認することになるだろう（柴田 [1996], p.74）。私には、柴田が退けている「因果的説明に関する外在主義」と同様、彼の内在主義も誤りであるように思われる。たとえば

〔23〕沼の大ナマズを怒らせた」とが今回の地震をひき起した

のような文は、かつて因果的説明文であったが今日そうでなくなつたのだろうか。そうではない。むしろ、そのような文が因果的説明文でなかつたことが今日判明したのである。ナマズの怒りが地震をひき起し「しない」とは今日あらゆるかであり、〔23〕は真なる単称因果文ではありえない。ゆえに〔23〕は因果的説明的ではない。そしてそのような判定は、〔23〕が遠い過去の個別的な場面で発せられたものであつても、遡つて下されるはずである（「ナマズ」や「地震」の意味が根底的に変化していないとして）。因果的説明であるかどうかはたしかにわれわれの認識に依存するが、全面的にではなく。

（11）Davidson [1967], pp.161-2 [pp.226-7]; Davidson [1985a]を参照。

（12）Davidson [1993], p.6, pp.12-3. じつは、R. E. ベトローフの「出来事がわれわれの記述のもので原因である」いう表現に対する論評の中で、すでに触れたが（Davidson

[1985a], p.225）。

（13）「原因性」という表現は美濃[近刊]による。じつは言葉使いの問題点は、因果的効力や因果的説明力を失うことが原因であるところの否定を意味すると誤解されかねない」とある。また、すでに引用したスタウトランドの文中の表現「[「原因は結果を」物理的出来事であるといふ」とゆえにひき起す]」や、キムの「法則の事例化であるから」を出来事は原因である」といった表現だ。そうした表現を用いる論者自身がみなティヴィドソンを誤解している、といいたいわけではない。たとえば美濃は、因果的説明的でない単称因果文の存在をむしろ強調している（美濃 ibid）、キムも、誤解であるとするティヴィドソンの指摘に反論している（Kim [1993a], p.21, n.5）。

（14）美濃 [1995], pp.46-7; [近刊]また、キムが「ティヴィドソンの非法則的二元論は、[...] 心的なものが心的なものとして何らかのリアルな因果的役割を担つようない心理物理的因果性の説明を与えるにない」と述べたときには、たしかにこの種の批判を行なおうとしていたと考えられる（Kim [1984], p.106; 僕の引用者）。

（15）Davidson [1993], pp.13-4.

（16）Davidson [1970], pp.214-5 [pp.273-4] を参照。

（17）Davidson [1993], p.14を参照。じつは「[16]、および「[16]」を用いたり」のふたつの説明には問題がある。おお、1) H. A. ルイスが指摘するように、いわゆるティヴィドソンの出来事の存在論において、二つの出来事が全く同じ物理的性質をもつてない」とは、些末な真理である（Lewis [1985], p.160; おひひ Davidson [1985b], p.244）。だぶかれば、いじりの議論にスーパークリニックスの概念はそもそも不要である」となる（念のために言つて

おけば心的性質が不要であると言ふのではない。11) それによると、議論を「ある出来事が実際とは異なる心的性質をもつていたとする」という仮定から始めるのはどうだろうか。一つのことを思い出す必要がある。まず、ライヴィードソンの「*スープーバーゲイ*」*H*ンスは、個別的情出来事の性質（記述）に関して成り立つ関係である（Davidson [1973], p.253）。そして、テキストが示すところによればライヴィードソンは、個別的情出来事を全く實可能世界的でない存在者と考える（Davidson [1967], p.157[pp.219-20]; Davidson [1993], pp.16-7）。やがて、「*ある個別的情出来事が心的性質を欠いていたなら…*」*スープーバーゲイ*仮定自体が（またもや）*スープーバーゲイ*ンスの概念をもち出す前に、そもそも不可能であることになる。つまりライヴィードソンの（あることは）*ライヴィードソン*からの整合的に抽出された出来事理論の枠組においては、「*C*と*C*’*Vi*」*スープーバーゲイ*ンスに属する心的出来事が心的性質*m*をもたない場合…」とか「ある人物*s*に個別的な心的出来事*c*が起つていなかつたとすれば…」といった反事実的仮定は可能であるものの、「ある個別的な心的出来事*c*がもし心的性質*m*をもたなかつたならば…」という反事実的仮定は意味をなさないのである。ライヴィードソンの枠組において不可能なこのタイプの仮定は、しかし、美濃 [1995]における非法則的「元論批判」の重要なステップを構成してしまった（美濃 [1995], pp.47-8, およびp.59, n.7; ただし美濃はいま指摘した第二の論点に気づいていない）。

(18)

Davidson [1993], pp.16-7を参照。といふや、もしくいふや、ライヴィードソン的な行為と出来事の存在論に整合的であつたとし、かつ原因として粗撃行為が考えられてるのであれば、問題にすべき性質とは、厳密には、大きな音を伴うという性質ではなく、大きな音を伴う出来事（つまり銃が発砲されたら）をひき起すと

いう性質でなければならぬ。

(19) それゆえ、Davidson [1993]に対する「メント」において、キムが「因果的関与性（causal relevance）」と「因果的効力」を駁別した上で行なつてこぬ議論は、適切な根拠に基づくものであると言える（Kim [1993a], pp.23-4）。

(20) 行為を説明「もべる」て理由に言及する」とは、あたかも「だいたいあなたばい」の子の保護者なのか」と問いつめられて「ええ、私は銀行員ですか」と答えるのと同じような行ないなのだろうか。そうでない」とをわれわれは知つている。

(21) Stoutland [1985], p.53前述のキムの「法則の事例化であるかしない出来事は原因である」（Kim [1989]）ところ箇所も、「18」の「*Vi*」の一つの表現であると見なすことができる。また、ホンダリックがライヴィードソンからの導き出されると考えている「因果的に重要な属性の法則的性格の原理」も、「18」を前提としていると言えるだろう（Honderich [1982], pp.63-4）。れひに、厳格な心理学的法則の不在は行行為の理由の「原因性」の否定を意味し、その」とが理由に言及した単称因果文の因果的説明力の否定を意味するという美濃の議論（美濃[近刊]）が妥当であるためには、やはり「18」のようなテーゼが必要であると思われる（美濃 [1995]では別の経路による非法則的「元論批判」が展開されているが、それについては本稿の注（17）を参照された）。

(22) 柴田の言ふ「因果的説明に関する外在主義者」は、「18」を主張してテーゼとして主張するだろう。よつて「18」での私の主張は、ライヴィードソンはそのような外在主義者ではないというものになる。

(23) 因果性の概念がもっぱら厳密な科学の領域に属する概念であるといふ思い込みを捨てなければならない。その概念のすくなくとも重要な部分は、日常の領域に属しているのである。れひに、因果

的説明力の源泉が厳密な因果法則への洗練可能性とは別のところに

じて気づいた。

にも存在するという」とは、心的語彙による説明の自律性を示唆している。されば、心的語彙を用いた説明の説明力である。「13」の表現は、「1」か「∞」や「13」を受け入れた上の形をとっている。たとえば歓迎すべき事柄なのである。

(24) 美濃「近刊」

(25) サールの行為論の存在論的混乱を指摘したものとして、柴田 [1991] が説得的である (ibid, pp.83-7 を参照)。

(26) Anscombe [1957], pp.15ff [邦訳書 pp.28ff] .

(27) 意図や動機や理由を「心的原因」と呼ぶならば、むやむやアンスコム的ではな (Anscombe [1957], pp.15-20 [pp.29-37] を参照)。だが、『インテンション』においてアンスコムが意図や動機や理由を特別視したのは、そこで彼女の関心からすればその他の心的因果性が考察に値しないという」と示したかったからにすぎない。もし、心的因果性において成立する因果関係が因果関係としては特別の種類のものでないと考えるならば (この考えもまた非アンスコム的であるが、意外にもアンスコムの考えの大部分と両立可能である)、意図や動機や理由を「心的原因」と呼ぶことに何の問題もないだろう。ようするにこの重要な点は、意図や動機や理由も、その他の心的原因も、観察によらずに知り得るなどである。

(28) たとえば、病的なケースにおいてわれわれは自らの行為の理由について語ることもあるだろう (たとえば極端な自己欺瞞を想像された)。自分自身の行為の心的原因は直知されねばならないことを、自分自身の行為の心的原因に関しては語りえないところの混同すべきではない。直知と不可認性は、しばしば一緒にわれらが、論理的に別の事柄である。

(29) いの点を誤解されやうに、私は前述のワークシートを通

(30)

「つまり」で問題なく前提とするに人ができるとされているのは、心的語彙を用いた説明の説明力である。「13」の表現は、「1」か「∞」や「13」を受け入れた上の形をとっている。たとえば

もし「1」や「7」を認めなければ、理由に言及した行為の説明は、それが何であれ、とにかく因果的説明ではない」とはならない。だがそれは、いまの議論とはまた別の議論である。

(31)

柴田は、心的語彙による経験的一般化をプログラマティックな視点から論じ、その有用性に対する進化論的な説明の可能性を示唆している (柴田 [1996], p.74)。進化論的説明はだいたいねに正しく感じられるという問題点があるにもかかわらず、柴田の説明の方針は基本的に正しいものであると思われる。

(32)

すくなくとも非法則的一元論に対して、なぜわれわれが自らの行為の理由を直知できるのかといふとの説明は、義務づけられていない。それどころか私の考えでは、非法則的一元論はその事実を説明すべきではない。行為の理由の直知可能性は、「21」のテーマとともに、むしろ非法則的一元論の前提とすべきものである。言い換えれば、非法則的一元論から見て行為の理由の直知可能性が「謬」であることは、むしろ健全な事態なのである (美濃 [1995], p.53 と比較された)。

参考文献

Anscombe, G.E.M [1957], *Intention*, Basil Blackwell. (『インテンション』、精神論叢、産業図書、一九八四年)

Davidson, D. [1963], "Actions, Reasons, and Causes," in Davidson [1980], 3-19.  
——— [1967], "Causal Relations," in Davidson [1980], 149-162.

- Lewis, H.A. [1985], "Is the Mental Supervenient on the Physical?" in Vermazen & Hintikka [1985], 159-172.
- [1995], 「非法則説」『人文研究』(大阪市立大学文部省編) 第四七卷, 五〇一-五〇二。
- [1996], 「仁義の因果説——行動論の展開の一断面——」, 『分析哲學の現在』(藤本隆志・忠藤邦武編, 世界思想社, 一九九六年刊行) 七九-八〇。
- [1991], 「概念・意図・仁義」, 『現象界年報』第十五回, 七九-八〇。
- Lewis, H.A. [1985], "Mental Events," in Davidson [1980], 207-225.
- [1971], "Agency," in Davidson [1980], 43-61.
- [1973], "The Material Mind," in Davidson [1980], 245-259.
- [1980], *Essays on Actions and Events*, Oxford U.Pr. (『仁義と事件』)
- [1985a], "Reply to P.F.Strawson," in Vermazen & Hintikka [1985], 224-227.
- [1985b], "Reply to Harry Lewis," in Vermazen & Hintikka [1985], 242-244.
- [1987], "Problems in the Explanation of Action," in Petit, et al. [1987], 35-49.
- [1993], "Thinking Causes," in Heil & Mele [1993], 3-17.
- Floistad, G.(ed.) [1982], *Contemporary Philosophy Vol.3: Philosophy of Action*, Martinus Nijhoff Pub.
- Heil, J. and A.Mele(edts.) [1993], *Mental Causation*, Oxford U.Pr.
- Honderich, T. [1982], "The Argument for Anomalous Monism," *Analysis* 42, 59-64.
- [1994], 「長崎の医師」『朝日』第24回, 1-11。
- Kim, J. [1984], "Epiphenomenal and Supervenient Causation," in Kim [1993b], 92-108.
- [1989], "The Myth of Nonreductive Materialism," in Kim [1993b], 265-284.
- [1993a], "Can Supervenience and 'Non-Strict Laws' Save Anomalous Monism?" in Heil & Mele [1993], 19-26.
- [1993b], *Supervenience and Mind*, Cambridge U.Pr.
- LePore, E. and B.McLaughlin(edts.) [1985], *Actions and Events: Perspectives on the Philosophy of Donald Davidson*, Basil Blackwell.

## Trivializing the Problems with the ‘Causal Efficacy’ of Mental Events

Tatsuya KASHIWABATA

Donald Davidson’s “anomalous monism” has been faced with the criticisms that according to his theory, mental events cannot be causally efficacious with respect to their alleged effects. In this paper, I will show that these kind of criticisms are irrelevant by arguing the following points: (i) In this context what ‘causal efficacy’ means is no more than the explanatory power of the mental descriptions of events in the causal explanation. So the problem is whether anomalous monism allows for the mental descriptions of events to have such explanatory power. (ii) But anomalous monism does not deny the causal explanatory power of the mental. That is, anomalous monism is not inconsistent with the *fact* that the mental descriptions of events can causally-explanatorily work. (iii) Further, it is not the duty of anomalous monism to answer the question *why* the mental can causally-explanatorily work. We must distinguish what is the premise of a theory from what the theory explains. This *fact* is rather a (sound and necessary) premise of anomalous monism.

### Key Words

Donald Davidson / anomalous monism / mental causation / causal explanation